

0102.倫理規範

2023.07.01 制定

第1章 総則

第1条(目的)

SK株式会社マテリアルズ(以下「会社」という)は、SKMS(SK Management System)を企業経営の根幹とし、顧客、構成員、株主、Business Partner、地域社会など多様な利害関係者に対する価値を創出し、社会・経済発展に核心的な役割を果たし、ひいては人類の幸福に貢献する企業経営を実践する。このため、会社は倫理規範を制定し、すべての経営活動において意思決定と行動の判断基準とする。

第2条(適用)

- ① 本倫理規範は、会社(子会社、投資会社を含む)及び構成員(時間制正社員、契約職を含む)に適用され、会社及び構成員は、会社の利害関係者にも本倫理規範を理解させ、その実践を推奨する。
- ② 本倫理規範に違反した場合には、社規に従って措置する。
- ③ 本倫理規範の正しい解釈と施行のために「倫理規範実践規定」を制定□運営する。

第2章 顧客に対する姿勢

第3条(顧客尊重)

- ① 信義と誠実の姿勢で顧客の多様な意見を尊重し、顧客の正当な要求と合理的な提案は会社の経営活動に積極的に反映する。
- ② 顧客に真実で正確な情報を提供し、顧客と関連した情報を他人に漏らしたり、他の用途に使用せず、顧客の資産と名誉を保護する。

第4条(顧客価値の向上)

- ① 顧客中心の思考を通じて顧客が必要とする価値を探すために絶えず努力する。
- ② 製品の開発・製造・出荷・使用・廃棄に至るあらゆる段階を抜本的に探求し、グローバルな品質競争力を確保し、製品とサービスを適時に提供することで顧客から信頼を得る。

第3章 構成員に対する責任

第5条(構成員尊重)

- ① 構成員の人格を尊重し、構成員の生活の質を向上させるための勤務環境づくりに最善を尽くす。
- ② 構成員の健康と業務遂行上の安全のためにすべての役職員が参加する安全文化を造成し、健康増進活動および安全改善活動を継続して重大災害を予防し、無事故事業場を具現する。

第6条 (公正な待遇)

- ① 雇用、昇進、職務移動、研修、補償などの機会を人種、国籍、年齢、性別、学閥、出身地域、障害、結婚可否などに関係なく原則と基準により公正に付与する。
- ② 構成員に対して目標と成果に対する明確な基準を提示し、成果に寄与した個人及び組織に対して公正かつ合理的な補償を行う。

第7条(人材育成)

- ① 構成員の能力開発のために適性と能力を考慮した業務を付与し、持続的な教育を通じて成長機会を提供する。
- ② 教育、技術開発、訓練の機会を提供して個人の力量と業務能力を拡大し、健康な良質の生活を営むことができるように努力する。

第4章 株主に対する責任

第8条(株主利益の保護)

- ① 会社は透明で効率的な経営を通じて持続的な成長と発展を通じて株主と投資家の利益を保護する。
- ② 構成員は公示されていない会社の内部情報を利用して不当な株式取引差益を得たり、内部情報を外部に流出する行為などを通じて株主の利益を侵害しない。

第9条(株主の権利保障)

- ① 株主の知る権利と正当な要求及び提案を尊重し、会社の経営活動に積極的に反映する。
- ② 経営全般に対する資料を諸般の法規と基準に合わせて作成し、関連情報を法規に従って誠実に提供する。

第5章 Business Partnerとの関係

第10条(平等な機会)

- ① 一定の資格を備えたすべての業者にBusiness Partner(以下「BP」という)登録及び選定に参加できる機会を平等に付与する。
- ② BPの登録及び選定は、客観的かつ公正な審査基準に従って合理的な方法で行う。

第11条(公正な取引手続)

- ① BPとの全ての取引は相互に対等な位置で公正に行われ、合意された取引条件を遵守し、取引の改善及び革新のための健全な意見は業務に適切に反映する。
- ② BPと取引する際には、公正取引に関する法律を遵守し、取引上の優越的地位を利用したいかなる形の不当行為も行わない。
- ③ BPの技術や資産を使用する場合には、必ず相手方の承認を得て、すべての情報は文書による承認なしに外部に流出しない。

第12条(相互発展追求)

- ① 技術支援や経営指導などを通じて長期的にBPが競争力を備えて成長できるよう積極的に支援し、相互利益と共同発展を追求する。
- ② クリーンな取引風土を造成し、公正な取引秩序を維持するため、BPと相互に努力する。

第6章 社会に対する役割

第13条(社会発展に寄与)

- ① 構成員の健全な社会活動参加を保障し、社会的・文化的活動を通じて社会に貢献する。
- ② 会社の社会的責任は社会に対する自発的奉仕から始まることを認識し、予算範囲および経営活動に支障を受けない範囲内で各種社会奉仕活動および文化発展事業に積極的に参加する。

第14条(環境にやさしい経営)

- ① 環境、安全保健、エネルギー関連の国内外法規および協約を遵守し、環境安全事故予防のためにすべての事業活動に厳格な内部管理基準を適用して忠実に履行する。環境安全経営体系を理解し実践できるよう教育を実施し、環境安全方針および経営成果を対内外の利害関係者に公開する。
- ② 環境汚染の防止のため、環境に配慮した設計を導入し、エネルギー、水資源等の効率的な使用と化学物質の徹底的な管理を行い、廃水、廃棄物の再利用及びリサイクルを活性化し、汚染物質の排出を減らすよう、引き続き努力する。
- ③ 気候変動危機は地球環境保全のための共同の問題であることを認識し、気候変動危機克服のために再生可能エネルギー使用拡大、温室ガス排出低減および低炭素生態系構築のために持続的に努力する。

- ④ 地域社会の環境と安全を守るために最大限の努力を行い、事故や災害等による被害が発生しないよう予防管理を徹底する。

附則 (2023. 7. 1.)

第1条 (施行日) この倫理規定は、2023年7月1日付けで制定・施行する。